

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定に向けたスケジュールについて

1 計画の位置づけと期間

「第6期障がい福祉計画」は、本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。また、「第2期障がい児福祉計画」は、本市における障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。

近年めまぐるしく変動する障がい福祉施策の情勢に対応しながら、施策の充実を図るため、一体的に両計画を推進します。

今年度は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までを計画期間とする、「第7期障がい福祉計画」と「第3期障がい児福祉計画」を策定します。

現行の障がい福祉計画、障がい児福祉計画

	第6期吹田市障がい福祉計画	第2期吹田市障がい児福祉計画
根拠法	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	令和3年度(2021年度)～ 令和5年度(2023年度)	令和3年度(2021年度)～ 令和5年度(2023年度)
内容	本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画	本市における障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画

2 計画策定に向けたスケジュール

年	月	実施項目
令和5年	4月～7月	アンケート、当事者団体・事業者への意見聴取、計画取組項目の検討
	8月～12月	以下の会議で計画案を検討 ・吹田市社会福祉審議会 障害者施策推進専門分科会(3回)、作業部会 ・吹田市障がい者福祉事業推進本部 幹事会・本部会
令和6年	1月	計画案に対するパブリックコメントの実施
	2月	吹田市障がい者福祉事業推進本部で計画を決定